

津市隣保館運営委員会設置要綱

平成18年1月1日

改正 令和元年5月29日

(設置)

第1条 本市の隣保館の円滑な運営に関し広く意見を聴くため、市長が必要と認める隣保館に当該隣保館の名称を冠した運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 隣保館の年間事業計画に関すること。
- (2) 隣保館の事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 隣保館の施設の利用に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会の委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
(意見等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、当該隣保館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則 (令和元年5月29日)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。